

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 2 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(A) (一般)

研究期間：2012～2016

課題番号：24243014

研究課題名(和文)財産権の現代化と財産法制の再編

研究課題名(英文)Modernization of Property Rights and Reconstruction of Property Law

研究代表者

潮見 佳男 (SHIOMI, YOSHIO)

京都大学・法学研究科・教授

研究者番号：70178854

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 35,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、信託を中心とする事業財産権モデル、知的財産の完全な自由利用を保障するタイプと対価徴収権を中核とするタイプの複合モデルを基礎とする情報財産権モデル、景観利益や環境利益の侵害に対する救済および原子力損害からの被害者救済に適合した環境財産権モデル、パブリシティーや個人情報の財産化、ヒト由来物質や身体の譲渡・利用可能性に照準を合わせた人格財産権モデルを提示した。そのうえで、これらの研究成果を踏まえ、共同研究メンバーが、物権法、債権法、契約法の各領域の再編を企図した体系書を刊行したほか、2015年度の日本私法学会シンポジウムで「不法行為法の立法的課題」を担当した。

研究成果の概要(英文)：This project has established four models for property rights: (1) business property rights, the typical example of which being trusts, (2) information property rights, which are based on a hybrid of rights guaranteeing the exclusive use of intellectual property and rights to claim compensation, (3) environmental property rights, which form the legal basis of remedies for destroying the landscape or violating other environmental interests or remedies for nuclear damage, and (4) personality property rights, through which publicity and personal information are treated as property and which facilitate the transfer and use of human bodies and human biological material. Based on these results, the members of this project have published monographs reconstructing several legal areas such as property law, obligation law and contract law. The members have also held the symposium "Legislative Issues in Tort Law" at the annual conference of the Japan Association of Private Law in 2015.

研究分野：民法

キーワード：民法改正 事業財産権 情報財産権 環境財産権 人格財産権 物権 債権 不法行為

## 1. 研究開始当初の背景

本研究は、財産権の現代化の要請に応じた新たな財産権モデルを構築し、これを基礎として、財産法制の見直しをおこなうことを目的とするものであった。

財産権については、民法で物権と債権が定められ、それに基づいて様々な特別法で物権や物権に準ずる権利が定められている。しかし、本研究は、財産権の現代化の要請に応じた新たな財産権モデルを構築し、これを基礎として、財産法制の見直しをおこなうことを目的とするものであった。

本研究開始の当時、財産権については、民法で物権と債権が定められ、それに基づいて様々な特別法で物権や物権に準ずる権利が定められている。しかし、本研究開始の当時、近時の社会・経済の変化は、こうした財産権のあり方を現代的状況に応じて捉え直し(財産権の現代化)、財産法制を抜本的に見直すことを要請する状況にあった。具体的には、次のような新たな財産権と考えられるものが出現する中、それぞれについて次のような要請が存在していた。

**事業の財産化** 現在では、財産的価値を有するものを取引可能な財産として構成し、市場取引に乗せることにより、利益の拡大と経済活動の活性化を図ることが要請されていた。その結果、財産の収益価値に着目した資金調達の手法のほか、事業の収益を財産として構成する手法が注目されていた。

**情報の財産化** 現在では、情報の財産的価値が高まり、情報技術の発達により情報の流通可能性が飛躍的に高まってきた結果、知的財産権について物権的保護を認めることが情報の活用を阻害する恐れが問題となるほか、既存の知的財産権ではカバーされない情報の財産化が課題となってきた。

**環境の財産化** 都市化の進展により、不動産の高度利用が要請され、権利者間の調整が深刻化してきているほか、効率と快適さを重視したシステムの発展により、環境破壊が深刻化し、良好な環境を持続的に維持する仕組みを織り込んだ財産権のあり方が求められていた。

**人格の財産化** 財産的価値の高度利用が進められ、パブリシティや個人情報等のように、人格に関わるものも財産化されているほか、臓器や精子・卵子・胚等、身体・生命に関わるものの譲渡や利用も問題となり、人格性という観点からどのように歯止めをかけるかが課題となっていた。

## 2. 研究の目的

本研究は、従来の物権と債権を基礎とした財産権モデルに対して、財産権の現代化の要請に応じた新たな財産権モデルを構築し、財産権の構成枠組みを明らかにすることにより、財産法制を見直す方向性を提示することを目的とする。具体的には、研究期間内に、以下の諸点を明らかにする。

### (1) 新たな財産権モデルの構築

物権・債権では捉えきれない財産権を認める必要が生じていることを踏まえ、次のような新たな財産権モデルを構築する。

**事業財産権モデル** 事業を独立した財産として構成し、その適切な運営と管理を保障して、収益を優先的に確保するための制度が必要とされていることから、会社制度と信託制度を手がかりとして、そうした事業財産権の形成を可能にする制度的前提を明らかにする。

**情報財産権モデル** 差止請求権を制限し、対価徴収権に止める可能性を含め、侵害を排除できないが利益の帰属割当が認められる財産権の制度的前提を明らかにする。また、既存の知的財産権に収まらない情報を財産権として認めるための制度的前提も明らかにする。

**環境財産権モデル** 環境を人々の共生を可能にするための基盤となる財産として位置づけ、その享受と管理への参与を権利として保障するための制度を明らかにする。

**人格財産権モデル** パブリシティと個人情報素材として、人格に割り当てられる財産的価値の内容と範囲を明らかにし、臓器や精子・卵子・胚の譲渡や代理母問題等生命倫理との交錯領域にかかわる問題を素材として、人格の財産化に対する限界を明らかにする。

### (2) 財産法制の再編

以上の検討を通じて、財産権の構成枠組みを明らかにし、それに即して財産法制を見直し、現代化の要請に応じた民事立法の方向性を提示する。その際、制度性と公共性の観点に着目して財産権の構成枠組みを検討することを踏まえ、このような構成枠組みを基礎として、上記のような財産権の現代化の要請に応じた民事立法の方向性を提示する。具体的には、財産権の基本法にあたる民法について、現代化の要請に応じた改正の方向性(財産権の客体・公示・救済制度に関する基本スキームの整備、所有権・利用権・担保権及び債権法の見直し等)を示し、特別法の再編・整備を含めた立法提案を行う。

## 3. 研究の方法

### (1) 年次計画

平成24～26年度は、財産権の現代化の要請に応じた財産権モデルを構築するための基盤研究期として、事業財産権・情報財産権・環境財産権・人格財産権について、特徴的かつ重要と考えられる個別問題を取り上げて比較法研究(主としてEU・英米法)・実態研究(日本の実務状況の調査)・基礎研究(法哲学・法と経済・憲法理論等)を行い、財産権の現代化の要請を明らかにし、その意味を分析した。また、それと平行して、各財産権モデルの構築とそれに即した具体的な立法提案について研究を行った。平成27～28年度は、基盤研究を継続しながら、その

成果をもとに、財産権の現代化の要請に応じた財産権モデルとそれを踏まえた財産権の構成枠組みを明らかにし、それに即して財産法制を見直し、現代化の要請に応じた民事立法の方向性を提示する計画で、研究を遂行した。

## (2) 研究体制

研究を遂行するにあたっては、事業財産権研究グループ、情報財産権研究グループ、環境財産権グループ、人格財産権研究グループを組織し、各グループにおいて、グループリーダーのもと、新たな財産権モデルを構築するための研究を行い、研究代表者と全体の副リーダーが全グループに属し、相互の連携を円滑に図る体制をとった。さらに、本研究テーマに関する比較法・基礎研究を充実したものとするため、京都大学法学研究科が学术交流協定を結ぶ機関（マックス・プランク外国・国際私法研究所（ドイツ）、フランクフルト大学（ドイツ）、シアンズ・ポ（フランス））のほか、研究代表者・分担者と密接な関係にあるオスナブリュック大学（ドイツ）、ウィーン大学（オーストリア）、ヨーロッパ不法行為法・保険法研究所等の外国研究機関の協力を得た。

## 4. 研究成果

### (1) 新たな財産権モデルの構築に向けた成果 事業財産権モデル

事業財産権を担当した事業財産権研究グループでは、信託をベースとした財産権モデルの構築に向けた研究をした。事業の財産化に関する現代的展開の検討を通して、とくに信託には、事業の財産化の分野でさらなる活用可能性があると考えられることを見出した。

すなわち、事業の財産化については、事業を独立した財産として構成し、その適切な運営と管理を保障して、収益を優先的に確保するための制度が必要とされているところ、たとえばプロジェクトファイナンスはその有力な手法であるが、この手法には、収益見込み次第で事業単体では十分な資金調達に難しい面がある。こういった難点を、複数のプロジェクトをバンドリングして信託を設定し、その収益から投資家へ配当することで事業の財産化の可能性が広がる。

また、中小企業等の承継のための信託の活用が近時盛んにとられているが、企業の承継とは、企業をまさに1つの財産として捉えることを意味している。この分野での信託の活用例の分析から、事業の財産化の法モデルの構築に有益な示唆を得られる可能性があると考えに至った。

### 情報財産権モデル

情報財産権を担当した情報財産権研究グループでは、情報関連技術の発展による知的財産の創作・利用・発信環境の変容、コンテンツ流通・課金システムの多様化など、差止請求権を中核とする従来の情報財産権モデ

ルが前提とした状況とは大きく異なった現代的な情報財産の創作・取引環境に即した新たな情報財産権モデルの構築を進めた。

具体的には、差止請求権の制限を中心とした権利行使制限法理の分析、標準規格必須特許に係る特許権行使の制限の検討、権利制限規定見直しの提案（フェア・ユース規定の導入など）、著作権の集中管理・法定許諾・強制許諾制度の比較法的考察、デジタルコンテンツの流通と消尽論に関する米国・欧州の動向の分析などを行った。

このような多方面にわたる研究によって、権利者に対する利益の割り当てを保障しつつ、知的財産の利用・流通を最大限促進・円滑化するためには、従来の情報財産権モデルから脱却し、差止請求権型・完全な自由利用保障型（フェア・ユースなど）・対価徴収権型（法定許諾・強制許諾など）の複合モデルへの移行が必要であることを明らかとした。

### 環境財産権モデル

環境財産権を担当した環境財産権研究グループでは、まず、生活妨害紛争を素材に、私法上の権利保護と公法上の行政規制との相互関係を問い、生活・環境利益の実現に向けた両者の協働関係や、私法上の権利保護が行政上の制度設計によって規定される関係を明らかにした。

また、特定の個人への帰属を観念することができない景観利益や環境利益に関しては、（環境侵害の）差止めという救済手段に着目し、理論的・実際の観点からその可能性と限界を検証するとともに、外国の環境法制にみられる団体訴訟を参照して、純粋環境損害について環境団体等による損害賠償請求を認める制度設計についても考察した。

そのほか、原発事故による広範囲な放射能汚染、それに伴う原子力損害との関係では、従来想定されてきた間接的な営業侵害の類型（自動車事故の場合）とも対比しつつ、個人の権利保護という観点から間接被害者論それ自体を再編すべきことを明らかにした。

### 人格財産権モデル

人格財産権を担当した人格財産権研究グループでは、人格権財産モデルについて、次の二つの観点から、新たな財産権モデルの構築を検討した。

まず、人格の財産化については、パブリシティと個人情報素材として、従来の学説・判例の分析や比較法的検討をふまえて、人格に割り当てられる財産的価値の内容と範囲を明らかにするとともに、譲渡・相続の可否、差止請求や損害賠償等の救済手段について具体的な立法提案を行った。

また、臓器や精子・卵子・胚の譲渡や代理母問題等、生命倫理との交錯領域にかかわる問題を素材として、ドイツ法やフランス法等も参照しながら、人間の尊厳にかかわる人格性の内実を検討するとともに、それによって基礎づけられる人格の財産化の限界を明ら

かにする研究を行った。

その成果として、ヒト由来物質や身体の譲渡・利用可能性に関わる家族法や生命倫理に関する個別立法上の規定について、具体的な立法案を策定した。

## (2) 財産法制の再編に向けた成果

物権法・債権法・不法行為法体系の再構築の提案

本研究は、財産権の現代化の要請に応じた新たな財産権モデルを構築し、これを基礎として、財産法制の見直しをおこなうことを目的とするものであった。

上記(1)にその概要をまとめた個々の新たな財産権モデルの構築に向けた研究成果を踏まえ、また、本研究の時期と並行して進行した日本民法の改正に向けた政府・国会での立案作業を視野に入れ、共同研究メンバーが、それぞれの専門とする領域において、これまでの財産法体系の再編に向けた成果を公表（一部は公表確定）した。

物権法と担保物権法については、研究分担者である松岡久和が、債権総論の分野では、研究代表者である潮見佳男が、物権・債権法分野に新たな地平を示す体系書を刊行した（後者は、刊行確定）。また、契約法の分野については、研究分担者である山本敬三が、契約法の現代化に向けた新たな制度体系を提案する著書を刊行した。

さらに、財産法制の再編に当たって検討が不可避のものとなる財産権侵害に対する救済法の体系的再編に関して、本研究グループが中心となり集中的に検討した成果を、2015年度の日本私法学会シンポジウムにおいて、「不法行為法の立法的課題」（責任者、潮見佳男）のタイトルのもとで学会参加者に提示し、討議に付すとともに、将来のわが国における不法行為法の改正に向けた基礎を築いた。

財産法制の再編に向けた比較法的知見の獲得

本研究においては、研究期間中に、比較法研究として、外国人研究者を招へいた講演会を、5年間のうちに計7回実施することができた。その成果は、以下の4点にまとめられる。

第一に、人格財産権に関しては、人格権をめぐる民法理論・憲法理論が大きく発展しているドイツから研究者を招へいし、判例・学説の最新動向に関する詳細な知見を得た。

第二に、事業財産権については、請負における瑕疵担保責任、継続的契約の解消に関する規律および約款規制といった、今般の債権法改正を機に重要性を増しつつある諸問題について、台湾、ドイツおよびオーストリアから研究者を招へいし、わが国の法状況との対比を行った。

第三に、各種財産権の保護に向けられた不法行為制度に関しては、製造物責任、とりわけ、医薬品をめぐる責任という現代的な課題

について、オーストリアおよびドイツの研究者を招へいし、立法論をも見据えた討論を行った。

第四に、おおむねわが国と同時期に民法改正作業が進められているフランスからも研究者を招へいし、改正に関する最新の知見を得た。

加えて、本研究の過程で、財産法制の再編に向けてヨーロッパの研究者グループが作成し、公表した「ヨーロッパ私法参照草案」（DCFR）のすべてを日本語に訳し、出版した（後掲「図書」欄参照）。この成果は、当時法務省内にて行われていた民法（債権関係）の改正の審議に当たり、審議資料として委員・幹事に配布され、比較法的知見を踏まえたわが国の民法改正（民法の現代化）に大きく貢献した。

日本における財産法制の再編（民法改正を含む）に関する研究成果の国際発信

本研究において得られた成果については、研究代表者・各研究分担者が、World Tort Law Society（世界不法行為法大会）、東アジア民法法学国際シンポジウム、フランスのアンリ・カピタン協会の国際シンポジウム、ドイツ比較法学会シンポジウム、マックス・プランク外国法・国際私法研究所の研究集会等の国際学会で報告し（後掲「学会発表」欄参照）、各国参加者との間での討議に供し、日本における財産権・財産法制の再編の動きとして関心を集めた。また、本研究を遂行する過程で、当時進行していた日本民法（財産法）の改正に向けた法務省を中心とした動きを外国に発信するべく、民法改正法案のドイツ語への翻訳と発信の作業にも、本研究メンバーの多くが主導的に関与した。

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計11件）

潮見佳男、特許権侵害による損害賠償請求と民法、大淵哲也・塚原朋一他編『専門訴訟講座6 特許訴訟』、査読無、2012年、342-352頁

潮見佳男、福島原発賠償に関する中間指針等を踏まえた損害賠償法理の構築（上）（下）、査読無、2014年、法律時報86巻11号100-105頁、12号128-133頁

松岡久和、保証人と物上保証人の地位を兼ねる者の責任、田原睦夫先生古稀・最高裁判事退官記念論文集『現代民法の実務と理論上』（金融財政事情研究会）、査読無、2013年、326-379頁

山本敬三、不法行為法における「権利又は法律上保護される利益」の侵害要件の立法的課題、現代不法行為法研究会編『不法行為法の立法的課題〔別冊NBL No.155〕』（商事法務）査読無、2015年、97-116頁

橋本佳幸、損害賠償額の割合的調整 - -

原因競合事例を中心に、現代不法行為法研究会編『不法行為法の立法的課題〔別冊N B L No.155〕』（商事法務）査読無、2015年、197-208頁

橋本佳幸、信託における不法行為責任、査読無、信託研究奨励金論集、2013年、33号40-59頁

横山美夏、物概念の現代的課題、民事法学77号（韓国民事法学会）、査読無、2016年、349-360頁

愛知靖之、「プロダクト・バイ・プロセス・クレームの解釈と有効性 - 権利範囲の明確化・第三者の予測可能性確保という観点から - 」、Law & Technology 別冊2号、査読無、2016年、64-74頁

Atsuko Kimura (木村敦子) / Gabriele Koziol (ガブリエーレ・コツィオール), Der Wandel der Familie - neue Ueberlegungen zum Modell der Familie, Zeitschrift fuer Japanisches Recht, 査読有、2012年、34号115-137頁

和田勝行、破産・民事再生手続における（第三者）所有権留保の取り扱いに関する一考察 最高裁平成22年6月4日判決以降の議論を踏まえて、法学論叢180巻5・6号、査読無、2017年3月、1-42頁

Bjarte Askeland, Jean-Sébastien Borghetti, Michael D. Green, Helmut Koziol, Katarzyna Ludwiewska-Redo, Attila Menyhárd, Fumihiko Nagano (長野史寛), Ken Oliphant Jan Sramek Verlag Comparative Stimulations for Developing Tort Law, 2015, 273 (38-41, 92-95, 133-139, 176-181, 229-234, 256-260), 査読無

〔学会発表〕(計16件)

山本敬三、Rechtsverständnis und Rechtsvergleichung - Die Erfahrungen der Rechtswissenschaft und Rechtspraxis in Japan, Gesellschaft für Rechtsvergleichung (ドイツ比較法学会), 招待講演、2013年9月12日、マールブルク(ドイツ)

潮見佳男、Product Liability - Japanese Submission, World Tort Law Society, 国際学会、招待講演、2013年9月15日、ハルビン(中国)

潮見佳男、原子力損害賠償とわが国の不法行為法、第1回原子力損害賠償シンポジウム、2014年2月9日、学術総合センター(東京)

和田勝行、譲渡人倒産時における将来債権譲渡担保の効力 ドイツの立法状況を参考にして、日本私法学会、2014年10月11日、中央大学(東京)

潮見佳男、包括遺贈と相続分指定 立法的課題を含む、2014年10月12日、日本私法学会、中央大学(東京)

Mika Yokoyama (横山美夏), 《La

formation du contrat ; la réforme du droit japonais des obligations》, 6èmes Journées Franco-japonaises-coréennes de l'Association Henri Capitant, 国際学会、2015年8月28日、ソウル大学(韓国)

潮見佳男、遺留分法の現代的課題、日本公証法学会、招待講演、2015年6月15日、立命館大学(京都市)

潮見佳男、責任主体への帰責の正当化：帰責原理と立法のベースライン、日本私法学会、2015年10月11日、立命館大学(京都市)

山本敬三、不法行為法における「権利又は法律上保護される利益」の侵害要件の立法的課題、日本私法学会、2015年10月11日、立命館大学(京都市)

橋本佳幸、損害賠償額の割合的調整 - 原因競合事例を中心に、日本私法学会、2015年10月11日、立命館大学(京都市)

松岡久和、総論 - 不動産利用権一般、共通テーマ：東アジア各国における不動産利用権 東アジアにおける財産法改正と国際化・統一化の課題、東アジア民法学国際シンポジウム、国際学会、2015年10月17日、ソウル西江大学校(韓国)

山本豊、適合性原則(総括コメント)、日本消費者法学会、2015年11月7日、龍谷大学(京都市)

Gabriele Koziol (ガブリエーレ・コツィオール), Befristetes Wiederverheiratsverbot für Frauen und Verbot der Führung getrennter Nachnamen für Ehepartner - Zu zwei neuen verfassungsrechtlichen Entscheidungen des Obersten Gerichtshofes in Japan, Symposium "Space Activity Law, aktuelle Entwicklungen im internationalen Familienrecht und verfassungswidriges Wiederverheiratsverbot für Frauen in Japan", 2016年3月21日, Max-Planck-Institut für ausländisches und internationales Privatrecht, 国際学会、ハンブルク(ドイツ)

橋本佳幸、信託における不法行為責任、信託法学会、2016年6月12日、キャンパスプラザ京都(京都市)

横山美夏、物概念の現代的課題、東アジア民法学国際シンポジウム、2016年10月15日、国際学会、福建師範大学(中国)

Fumihiko NAGANO (長野史寛), Das Recht auf Vergessenwerden aus japanischer Sicht Juristentreffen der Deutschland-Alumni des ostasiatischen Fachnetzwerkes für Rechtswissenschaft, 2017年3月26日、立命館大学(京都市)

〔図書〕(計10件)

現代不法行為法研究会編(潮見佳男、山本敬三、橋本佳幸、長野史寛ほか12名) 商事法務、不法行為法の立法的課題、2015年、全284頁

クリスティアン・フォン・パールほか編  
(窪田充見、潮見佳男、中田邦博、松岡久和、  
山本敬三、吉永一行監訳)、法律文化社、ヨ  
ーロッパ私法の原則・定義・モデル準則 共  
通参照草案(DCFR)、2013年、全498頁  
愛知靖之、商事法務、特許権行使の制限  
法理、2015年、全336頁

和田勝行、将来債権譲渡担保と倒産手続、  
有斐閣、2014年、全200頁

長野史寛、有斐閣、不法行為責任内容論  
序説、2017年、全341頁

潮見佳男、信山社、新債権総論、2017  
年発行確定、全857頁[予定]

潮見佳男、信山社、新債権総論、2017  
年発行確定、全801頁[予定]

松岡久和、成文堂、物権法、2017年、全  
338頁

松岡久和、日本評論社、担保物権法、2017  
年、全423頁

山本敬三、商事法務、契約法の現代化  
- 契約規制の現代化、2016年、全425頁

[産業財産権]

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

[その他]

潮見佳男(研究代表者)、松岡久和(研究  
分担者)、山本敬三(研究分担者)は、法務  
省内に設置された法制審議会民法(債権関  
係)部会に委員・幹事として参加し、本研  
究での成果を踏まえて、民法(債権関係)の改  
正に向けた立法作業に関与した。

潮見佳男は、法務省内に設置された法制審  
議会民法(相続関係)部会に委員として参加  
し、本研究での成果を踏まえて、相続法制の  
改正に向けた立法作業に関与している。

山本敬三は、法務省内に設置された法制審  
議会信託法部会に委員として参加し、本研  
究での成果を踏まえて、公益信託法制の整備に  
向けた立法作業に関与している。

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

潮見佳男(SHIOMI, yoshio)  
京都大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号: 70178854

### (2) 研究分担者

松岡久和(MATSOKA, hisakazu)  
京都大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号: 30165782

山本敬三(YAMAMOTO, keizo)  
京都大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号: 80191401

横山美夏(YOKOYAMA, mika)

京都大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号: 80200921

佐久間毅(SAKUMA, takeshi)  
京都大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号: 80215673

橋本佳幸(HASHIMOTO, yoshiyuki)  
京都大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号: 00273425

愛知靖之(ECHI, yasuyuki)  
京都大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号: 40362553

山本豊(YAMAMOTO, yutaka)  
京都大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号: 60108438

木村敦子(KIMURA, atsuko)  
京都大学・大学院法学研究科・准教授  
研究者番号: 50437183

長野史寛(NAGANO, fumihiro)  
京都大学・大学院法学研究科・准教授  
研究者番号: 60551463

和田勝行(WADA, katsuyuki)  
京都大学・大学院法学研究科・准教授  
研究者番号: 90551490

コツィオール, ガブリエーレ(KOZIOL,  
Gabriele)

京都大学・大学院法学研究科・准教授  
研究者番号: 10725302

### (3) 連携研究者

天野佳洋(AMANO, yoshihiro)  
京都大学・大学院法学研究科・客員教授  
研究者番号: 90406538

吉永一行(YOSHINAGA, kazuyuki)  
京都産業大学・法学部・教授  
研究者番号: 70367944

栗田昌裕(KURITA, masahiro)  
龍谷大学・法学部・准教授  
研究者番号: 30609863

松尾健一(MATSUO, kenichi)  
大阪大学・大学院法学研究科・准教授  
研究者番号: 80388040